平成２５年（フ）第２５９号
神戸市長田区高取山町２丁目22番６―103号
債務者　清原　義弘
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２７６号
神戸市兵庫区湊町１丁目296番地の４　高田ビル303
債務者　八田喜登志
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２８１号
神戸市垂水区高丸４丁目８番33号　トレビアンコートＢ―101号、従前の住所神戸市中央区上筒井通１丁目３番２号　青田文化202
債務者　戸田　真輔
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３５号
大分市中鶴崎２丁目３番22号　ウインズ101―505、従前の住所大分県佐伯市鶴見大字地松浦588番地
債務者　井上　洋希
1　決定年月日時　平成25年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１１３号
仙台市宮城野区田子３丁目14番10号　第二黒崎コーポ202
債務者　久末　直樹
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１７８号
仙台市青葉区中山２丁目36番18号　ロフティ中山Ⅴ―102、従前の住所仙台市太白区茂庭台４丁目３番３―2808号
債務者　佐藤　三洋
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１９３号
宮城県名取市名取が丘３丁目４番１―206号県営名取谷津山住宅
債務者　板橋　淳子（旧姓宇野山）
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２２４号
仙台市宮城野区五輪２丁目９番15―808号
債務者　奥山　恵美（旧姓及川）
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２４７号
仙台市泉区黒松３丁目２番13―503号
債務者　片桐　静江
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２７号
福島県二本松市本町１丁目81番地　本町ビル307号、従前の住所福島県二本松市松岡265番地17　サンデュエル二本松中央105号
債務者　佐藤　　裕
1　決定年月日時　平成25年５月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第６２号
茨城県坂東市沓掛5756番地１
債務者　増田　優子
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第７６号
茨城県古河市幸町13番32号
債務者　中田　和彦
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第７７号
茨城県古河市上辺見2548番地
債務者　土屋　文子
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１２号
栃木県真岡市久下田西６丁目28番地４
債務者　濱崎　茂美
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２５年（フ）第５８号
新潟市西区五十嵐３の町北５番15号　エスパルス106号
債務者　清水　　守
1　決定年月日時　平成25年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２８号
新潟市中央区有明大橋町１番７号
債務者　大瀧　直雄
1　決定年月日時　平成25年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１３号
金沢市横山町８番40号
債務者　中村真理子
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
金沢地方裁判所